

いわて 公益法人だより



第35号
(令和6年4月)

岩手県公益認定等審議会事務局
(岩手県総務部行政経営推進課)
TEL 019-629-5086 (直)

【INDEX】

【審議会からのお知らせ】	...P1
公益法人における財産管理のポイント	...P2
職場におけるハラスメントの防止について	...P3
「定期提出書類の手引き」の改定について	...P4
令和6年度公益法人・移行法人担当職員	...別紙

【MESSAGE】

本年度もよろしくお願いいたします。

本年度は、公益法人関連法令の改正が予定(令和7年4月施行予定)されています。制度改正に関連する情報についても、『公益法人だより』等を通じてお知らせしていきたいと考えております。

また、別添のとおり、令和6年度の法人ごとの担当職員をお知らせいたします。法人からの相談も含めた窓口となりますので、御確認ください。

【審議会からのお知らせ】

① 令和6年度の岩手県公益認定等審議会の開催日程について

第1回 6月5日／第2回 9月3日／第3回 12月2日／第4回 3月7日 を予定しています。

「変更認定」及び「変更認可」については、申請から審議会への諮問までに(審査や申請書類の修正対応等で)2か月程度かかります。

行政経営推進課へ予め御相談の上、早めに申請の準備をお願いします。

② 県庁総務部行政経営推進課の公益法人・移行法人担当職員について

各種申請や届出の受理、立入検査の実施等を担当する行政経営推進課の担当職員をお知らせします。

小野寺(強)、小野寺(修)、半田、中澤の4名が皆様の窓口となります。
法人ごとに担当者を決めておりますので、別添の一覧を御確認ください。

公益法人における財産管理のポイント

公益法人の財産は、公益目的事業を行うための重要なものであり、適切な管理が求められています。ここでは、適切な財産管理を行うための対策事例を改めてお知らせします。

1 財産管理の方法

- ①通帳と銀行印を別々に保管すること(それぞれの金庫の鍵も別々の人が管理すること)
 - ☞無断で預金を引き落とすことを防止します。
 - また、万一の盗難発生時にも被害を最小化できます。
- ②現金は必要最小限の額を事前承認を得たうえで使用すること
 - ☞職員が多額の現金に触れる機会を減らすことで盗難・横領の危険性を減らします。

2 チェック体制の整備

- ①財産管理規程を整備し、役員が運用に関与すること
 - ☞規程や制度が適切に運用されることが、けん制効果にもつながります。
- ②定期的に通帳の残高や出入金記録を確認すること
 - ☞架空取引や不適切な会計処理を防止します。

※詳しくは、下記内閣府HP掲載資料を御参照ください。

【参考】内閣府HP掲載「事例から学ぶ財産管理のポイント」

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/jire_zaisan_kanri.pdf

職場におけるハラスメントの防止について

職場におけるパワーハラスメント対策やセクシュアルハラスメント対策を講じることは、事業主の義務であり、これは公益法人や移行法人においても同様です。「公益」に資する事業を行う公益法人及び移行法人にあつては、より一層の自律的な取り組みを行うことも期待されます。

1 職場におけるパワーハラスメントの防止

職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であつて、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

であり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

労働施策総合推進法において、パワーハラスメントの防止措置を講じることは、事業主の義務とされています。

2 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止

職場におけるセクシュアルハラスメントとは、「職場」において行われる、「労働者」の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、「性的な言動」により就業環境が害されることをいいます。

男女雇用機会均等法において、セクシュアルハラスメントの防止措置を講じることは、事業主の義務とされています。

※詳しくは、下記厚生労働省HPを御参照ください。

【参考】厚生労働省HP「職場におけるハラスメント防止のために」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

「定期提出書類の手引き 公益法人編」の改訂について

令和5年12月4日付けで「定期提出書類の手引き 公益法人編」が改訂され、定期提出書類のうち「別表H(1)当該事業年度末における公益目的取得財産残額」の記載に関する説明が変更となっていますので、定期提出書類作成の際には御留意ください。

別表H(1) 当該事業年度末における公益目的取得財産残額

事業年度	目	法人コード
至		法人名

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に譲与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

$$\text{公益目的増減差額} + \text{公益目的保有財産} = \text{公益目的取得財産残額}$$

このうち、公益目的増減差額は、公益に充てられるべき資金（流動資産）であり、以下の計算により算定します。

$$\text{前事業年度末の公益目的増減差額} + \text{当該事業年度に増加した公益目的事業財産} - \text{当該事業年度の公益目的事業費等} = \text{当該事業年度末の公益目的増減差額}$$

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末の公益目的増減差額 (2欄+14欄-①欄、マイナスの場合は等)	1	円
---	---	---

特価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の加減を既に1欄において行っている場合は「し」を記載します。

前事業年度の末の公益目的増減差額	2	① 円
------------------	---	-----

当該事業年度に増加した公益目的事業財産		
上掲の計		
① 寄付を受けた財産の額	3	② 円
② 交付を受けた補助金の額	4	円
③ 公益目的事業に係る預借収入	5	円
④ 収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6	③ 円
⑤ 社員が支払った経費の額【公益社団法人のみ記入】	7	④ 円
⑥ 公益目的保有財産の運用益等(5欄に記入した額を除く)	8	⑤ 円
⑦ 公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	円
⑧ 公益目的保有財産に係る調整額(22欄-23欄)(マイナスの場合は等)	10	円
⑨ その他	11	円
⑩ 認定等の目的に取得した不特定特定財産の帳簿価額の増加額	12	⑥ 円
⑪ 3欄～12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13	⑦ 円
当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄～13欄の合計)	14	円

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額(別表G(2)A)	21	円
---------------------------------------	----	---

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末における公益目的取得財産残額(1欄+21欄、マイナスの場合は等)	24	円
---	----	---

当該事業年度の公益目的事業費等		
上掲の計		
① 公益目的事業費の額(財産の評價調整後の額)	15	円
② 15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16	円
③ 15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経費外費用の額	17	円
④ 15欄～17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額	18	円
公益目的保有財産に係る調整額(21欄-22欄)(マイナスの場合は等)	19	円
当該事業年度の公益目的事業費等の合計額(15欄～19欄の合計)	20	円

【参考数値】

前事業年度末における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	円
うち認定等の目的に取得した不特定特定財産の帳簿価額の合計額	23	円

① 定款等の定めにより公益目的事業財産となった額

下記の(ア)から(ウ)の合計額を記載してください(認定法 §18⑦・§25、認定法施行規則 §26⑦・⑧)。

【損益計算書内訳表で確認していただくもの】

(ア) 損益計算書内訳表の公益目的事業会計に計上された収益のうち、3欄から12欄に当てはまらないものがあれば、当該金額を13欄に記載してください。

＜例＞例えば以下のような財産額が該当します。

・為替差益や雑収益による財産相当額

【損益計算書内訳表や貸借対照表等で確認していただく必要があるもの】

(イ) 収益事業等会計や法人会計など公益目的事業会計以外に計上されている財産であって、公益目的事業に費消するために他会計振替等により新たに公益目的事業財産に振り替えた財産があれば、当該財産に相当する金額を13欄に記載してください。

＜例＞例えば以下のような財産額が該当します。

・法人会計等から公益目的事業会計へ他会計振替した額(FAQ問VI-2-⑥(区分経理)参照)

・公益目的事業財産以外の財産をもって①、②、③(いずれも公益目的のもの)の財源とした場合について、当該財産の合計額

① 公益目的保有財産を取得した場合

② 資産取得資金を積み立てた場合

③ 特定費用準備金を積み立てた場合

・一般社団・財団法人から公益社団・財団法人となった場合において、認定初年度の別表C(2)の「1. 公益目的保有財産」、「3. 資産取得資金」、「4. 特定費用準備金」、「5. 交付者の定めた使途に従い使用・保有している財産」及び「6. 交付者の定めた使途に充てるために保有している資金」(3～6については公益目的のもの)の認定を受けた目的帳簿価額の合計額(不可欠特定財産を除く)

(ウ) 上記の他に、公益目的事業財産以外の財産で、公益目的事業のために費消した額があれば、当該金額を13欄に記載してください。

・公益目的増減差額がマイナスとなり累積することは基本的に想定されず、公益目的事業の実施に必要な財産を適切に確保していただく必要があります。

・1欄の計算結果がマイナスとなる場合には、自動で1欄が0に補正されますが、認定取消し等の際に、実態以上に公益目的取得財産残額が加算/減算されている場合に当該金額の調整が必要となる場合には法人において適切に計算書類等の証拠の保管をお願いいたします。

※14欄～20欄の額がマイナスとなる場合は、13欄に記入漏れがないかご確認ください。

🔴 改訂のポイント

公益目的増減差額がマイナスとなることは通常想定されないことから、①13欄において調整する必要はないものとされました。(①21欄の計算結果がマイナスとなる場合は、自動的にゼロに補正されます。)

詳しくは、改訂後の手引きを御確認ください。